

平成 23 年度 第 3 回 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

(第 3 回障害者計画等策定合同審議会) 議事要旨

日 時	平成 23 年 1 月 28 日 (月) 15 時 ~ 16 時 30 分
場 所	東大阪市役所 1 階多目的ホール
出席者	<p>(専門分科会) 松端委員 (会長) ・ 勝山委員 ・ 坂本委員 ・ 田中委員 ・ 宮田委員 (東大阪市自立支援協議会委員) 岡井委員 ・ 高橋委員 ・ 高見委員 ・ 地村委員 (東大阪市こころの健康推進連絡協議会委員) 安藤委員 (東大阪市障害福祉計画策定懇話会公募委員) 畑阪委員 ・ 檜尾委員 ・ 六田委員 (事務局) 健康福祉局福祉部 : 西田 障害者支援室 : 橋本 ・ 高橋 ・ 竹山 ・ 山瀬 ・ 村田 ・ 脇本 子育て支援課 : 手嶋 健康づくり課 : 石塚</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期東大阪市障害福祉計画 (素案) について ・ その他
議事要旨	<p>事務局 開会の言葉 福祉部長 就任の挨拶</p> <p>2 . 案件 (1) 第 3 期東大阪市障害福祉計画 (素案) について 会長 本日は第 3 期東大阪市障害福祉計画 (素案) について検討をお願いします。 合同審議会としては本日と後もう 1 回協議をすることになります。次回まで に計画案をまとめていきます。 それでは事務局から説明をお願いします。 事務局 前回の合同審議会の議論の中で、経管栄養の流動食についてご質問をいただき ました。各課に問い合わせてみましたが、助成制度等は市内にはないという ことでした。</p>

委員

私は一時期、八尾市に住んでいましたのでその時の制度がかもしれません。東大阪市では他の部分で色々な制度や助成があるのかもしれませんので、全体として1人の方が助成してもらえる額が少ないとか多いとかではなくて、口から入れるものを医療費扱いと見なすのかどうか、素人なので市によって違うのは分かりにくいと感じています。生活保護の方はすべて無料なのに、そうではない重度障害の人はすべて自分で費用を賄うというのは不公平を感じます。

次長

障害者医療については障害者支援室の所管ではないので、よろしかったら、本日の会議終了後、一緒に担当課へ行かせてもらえればと思います。

事務局

資料「第3期東大阪市障害福祉計画（素案）」の説明

- ・前回から変更・追加があったところを中心に説明。
- ・障害者基本法の改正の関連で国が示した基本理念の文言を追加。（「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法・・・」）
- ・実績について、平成23年度の実績を4月時点から7月時点へと変更。
- ・「第3章 計画の基本的な方針」では「身体障害、知的障害、精神障害の三障害」という文言に基本理念を変更。障害福祉サービスについて「自立支援システムが構築できるように・・・」と文言を変更。
- ・「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」では、目標年度入所者数(B)は243人から249人に修正する。それともなって施設入所者数の削減見込(A-B)は57人、率は20.6%から18.6%に変更する。地域移行者数は本日、大阪府より数値の指示があり、目標数を修正する。
- ・「(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行」では、次回に数値目標を示したい。
- ・国は平成17年度の年間一般就労移行者数の4倍を目標としている。府では5.5倍を目標にしている。本市としてはこれまでの実績から52人としていたが、府において府全体で就労者数1100人を目標としており、施設数で按分した分を市の目標値とするといった考え方が示されたことを受けて、本市の目標値を68人、5.23倍に変更した。
- ・第4章では第1期計画・第2期計画では描いた「方針」について削除した。これは「方針」と「見込量確保のための方策」の内容が重複していたため、第3期計画では「見込量確保のための方策」の中で統一して描くこととした。
- ・「1.1 訪問系サービスなど居宅サービスの充実」の実績や新規施設の基盤整

備等を推測して見込みを算出した。サービス提供事業者等への働きかけ、専門的技術や接し方の習得のための情報提供、医療的ケアの支援策の検討、短期入所では緊急時の利用の仕組みづくりや医療的ケアが必要な方へのサービス提供について引き続き検討。

・「２．希望する障害者等に日中活動系サービスを保障」では計画策定のための調査（法人・事業所アンケート調査）の結果を勘案し、旧法施設からの移行、事業の拡充などの基盤整備について、サービス提供事業者の動向などをふまえて見込量を算出。生活介護の増加は新規施設の開設によるもの。就労継続支援B型は旧法からの移行、地域活動支援センターからの移行など。自立訓練は実態にあわせた見込みに変更。就労移行支援は、就労継続A型、B型利用者数の3割と国は考えているが、非常に大きな値になるので実績をもとに算出した。療養介護はこれまで5人程度であったが障害児施設に入所している18歳以上の方について、療養介護に移行することを見込んで50人程度の推移とした。生活介護について市民のニーズが高い医療的ケアに対応できる施設の拡充、また入浴サービスについては、既存のサービス提供事業所が増改築等を行う際に対応してもらえるように事業所へ働きかける。就労移行支援は有期限の事業であること、年度途中で就職した場合の新規利用者の確保が難しいこと、また就職先の開拓が必要なこと等が課題となっており、引き続き事業所と検討したい。障害児通所支援（旧児童デイサービス）は新たに創設された児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業が想定される。東大阪市立療育センターは児童発達支援センターへ移行し、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への専門的助言等を行う、療育支援の中核的な拠点施設と位置付ける。

・「３．入所・入院等から地域生活への移行を支える居住系サービスの充実」では実績値を軸に、計画策定のための調査（法人・事業所アンケート調査）の結果を勘案し、サービス提供事業者の動向などをふまえて見込量を算出。身体障害者のサービス見込量では新しくできる施設分を勘案。知的障害者の施設入所支援では障害児施設に入所している18歳以上の方（10人分）を勘案している。ただしこの10人は入所者数の削減見込み数の目標値には勘案しない。地域移行に関して地域移行支援センターの取り組みと本市がモデル事業として実施してきた経験を生かしながら、市として地域移行のためのシステムの構築をめざす。グループホーム等への立ち上げ支援や、ケアホームの重度障害者への生活支援員の確保・充実を図る。

・「４．一般就労への移行支援の強化」は一般就労への移行について、東大阪市障害者就業・生活支援センター「わっトライ！」を通じた支援等に取り組むほか、就労支援ネットワーク連絡会などの動きを継続して支援する。ジョ

ブライフサポーターは府が職場開拓や定着支援に力を入れていくようなので本市としても支援を推進したい。

- ・「５．利用者本位の相談支援・サービス提供体制の強化」では退所、退院に係る相談支援について「本市の特性にあった体制のあり方」という文章に対して前回質問をいただいた。本市としては入院病棟のある精神科病院が２箇所あること、退院に向けたピアサポートの取り組みなどを実施しているのでその辺りを指してこの文章とした。計画相談支援については、原則として３年間で全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として計画的に拡大する。毎月のモニタリングや平均年４回のモニタリングの発生などを考慮して見込んでいる。地域移行支援及び地域定着支援については、入院・入所者の地域移行の目標値を勘案した。相談支援事業の箇所数は現在とあまり変わらない見込み。サービス利用計画の対象者が大幅に拡大することから指定特定相談支援事業者の確保と適切な計画の作成のため事業者との連携の強化に努めたい。東大阪市自立支援協議会では、中立・公平な相談支援の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、相談支援のあり方を継続的に協議する。部会・分科会において、地域の課題の共有、具体的な困難事例への対応や、地域の関係機関の支援ネットワークの形成のあり方の検討、地域社会資源の有効活用に努める。基幹相談支援センターの設置は任意。本市では、８カ所の委託指定相談支援事業者が協力して相談支援を担ってきた経過があり、基幹相談支援センターの設置については、今後検討する。
- ・「障害児の相談支援」では障害児の居宅サービスの利用に係るものは「指定特定相談支援事業者」において、通所サービスの利用に係るものは児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」において、障害児支援利用計画を作成することになる。サービス提供事業所の指定の権限が、府から本市に移譲されるため、事業所指導などを通して、質の向上に努める。平成２３年に特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センターが開所し、成年後見にかかる手続きの相談、支援、法定後見人の受任などを行うこととしており、成年後見の利用が円滑に促進されるよう連携や支援を進める。障害者虐待防止法の成立によって、虐待発見時の通報義務、家庭や福祉施設への立ち入り調査、対象者の一時保護などが規定された。新たに設置する市町村障害者虐待防止センターを中心とした障害者の虐待防止に向けたシステムの整備を図る。
- ・「６．地域生活支援事業の充実」では実績値を軸に見込みを推計。地域活動支援センターや日中一時支援では計画策定のための調査（法人・事業所アンケート調査）の結果を勘案し、サービス提供事業者の動向などをふまえて見込量を算出。タイムケアの事業所の移行も勘案。コミュニケーション支援事

業について手話の勉強をしている方に対してレベルアップ講座を開催している。要約筆記については、制度の周知を図り、利用促進に努める。移動支援従業者養成研修に対する補助を平成 20 年度より実施しており、引き続きヘルパー確保の支援策として取り組んでいく。

会長

実績を最新のものに更新されたのと府の指針から考え方などを入れたものがあるのですね。

事務局

府の指針を踏まえて、地域移行者数の目標値は減らし、一般就労への移行者数の目標値は増やしたことになります。

会長

計画相談支援は、すべての方を対象に個別の計画を作るのでしょうか。

事務局

全員で 4000 人ぐらいが対象となります。毎年 1 / 3 ずつ増やしていくと考えて見込量を設定しています。4000 人を 3 年で割って、月平均の利用者数を算出しています。

委員

新しくできる身体障害者の施設について教えてください。

事務局

入所が 60 名、生活介護が 100 名程度、ショートが 10 名程度です。

委員

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）等の身体障害者の実績が 13 人であるのに箇所数は 1 箇所しかないのはなぜでしょうか。

事務局

箇所数は市内の事業所です。他市のグループホームを利用されている方もおられます。

委員

基本理念について、前回の骨子案では精神障害のあとに括弧書きで「（発達障害）」となっていたと思います。発達障害は下の方の文章には確かに描かれているのですが、見出しの中に出ている方が良いように思います。

「三障害及び発達障害」としてはいかがですか。

会長

高次脳機能障害はどのようになりますか。対象としては扱っていると思うのですが、この計画では障害者はこのような方だと前提として描いているところが必要かもしれませんね。最初の方にこの計画の対象、障害者の定義があってもよいかもしれませんね。

事務局

高次脳機能障害については精神障害の扱いとしてサービスを展開しています。文言を考えたいと思います。

委員

訪問入浴について在宅で利用する際に看護師さんが同行されるのですが、吸引行為もあわせて行っていただけると助かります。吸引の研修なども事業所へ指導していただければ嬉しいです。

日常生活用具についてはどんどん性能の良いものが出てきていると思います。パソコンが意思伝達ツールとして体の一部のようになっている方がいます。パソコンは1度購入すると7年ぐらいは補助がおりないのですが、幾度となくバージョンアップなどをすると処理速度が落ちて使えなくなります。できればバージョンアップのソフト代の支給を検討していただければと思います。

事務局

訪問入浴は、市内には2箇所の事業所があります。

医療行為を行うには、医師の指示書が必要となり、訪問入浴に関わる行為だけしかできないのかもしれませんが。

会長

個別の計画では医療的行為の有無は書かれるのですか。

事務局

サービス利用計画には書いていくのかもしれませんが。

委員

障害児の相談支援はどのようにすみ分けをするのでしょうか。「指定特定相談支援事業者」と「指定障害児相談支援事業者」の別々にサービスの指定を受けるのですか。障害児については療育センターがすべて相談を受け持つのでしょうか。

事務局

障害児のヘルパーは特定の方で相談を受けます。障害児の通所、旧児童デイサービスは「指定障害児相談支援事業者」になります。1つの事業所で「指定特定相談支援事業者」と「指定障害児相談支援事業者」を兼ねるものと想定されています。障害者の相談支援では「指定特定相談支援事業者」をあわせて取得していただくようになると思います。

会長

国は細かく仕組みを分けていますが、1つの事業所が複数のことに取り組むということです。「指定特定相談支援事業者」は市に指定の権限があります。

委員

利用する立場と事業所としての立場、両方から意見をさせていただきます。

事業所として指定を受けて相談支援事業を始めるつもりです。利用者さんは50人強おられます。児童デイサービスを利用されている方々には2つのパターンがあります。1つは療育の支援を望む方であり、1つは放課後の預かりを希望する方です。児童発達支援と放課後等デイサービスの2種類が書いています。前回配られたヒアリング調査の結果でも、この2パターンの意見があると思います。場所としては1箇所だけでなく、国の10月31日の課長会議の資料にもあるように、中学校区ごとに1箇所ぐらいは必要だと思います。療育センターが中核になると思うのですが。

事務局

児童デイサービスの事業所さんは増えてはいるのですが、中学校に1箇所とまでは出来ていません。

委員

事業所の特色も分かるような資料があれば助かります。利用する側から見るとサービスの名称ではどのようなものなのかイメージが湧かないと思います。

会長

児童発達支援と放課後等デイサービスの違いは？

事務局

特徴的なのは年齢による違いです。

委員

計画相談支援について平成24年から3年間の中で徐々に作られていくと思っています。平成24年4月からすぐに実施できる事業所はほとんどないと思います。アセスメントシートはどの事業所でも同じものになる方が良いでしょうか。

事務局

アセスメントシートは国から出てくる可能性が高いかと思います。

国から1月には報酬単価が出てきますので、それから事業所の参入意向が見えてくるのだと思います。平成24年4月から一気に計画相談支援が展開されるとは思えない状況です。

委員

現在でも分かりにくい上に相談支援事業所も今の事業で手一杯の中で、新たな計画相談支援にどこまで対応できるのだろうかという不安があります。委託や指定の事業者が会して話し合うことも、今後必要だと思います。

会長

資格などはどうですか。

委員

府の研修を受けた相談支援専門員が対応します。介護のケアマネジャーの人

数ほどおられるわけではないので平成 24 年度の計画相談支援の実績はどうなるか分からないと思います。

事務局

相談支援の職務に就いておられない相談支援専門員も多いと思います。

(2) その他

委員

障害者基本法の改正の中で対象者の範囲が規定されていると思います。その内容を記載してもらえればと思います。

委員

最初の方に対象となる方が入っていると良いですね。

事務局

最初の方に対象者を入れたいと思います。今回の素案に対する意見は 12 月中にお願いします。

委員

説明会はこの素案のまま説明されるのですか。

事務局

本日お話した数値の変更については修正したいと思います。

会長

それでは事務局から他に連絡はありますか。

事務局

本日はありがとうございました。

12 月中にはパブリックコメント、市民説明会を行いまして、次回は計画案の議論をお願いすることになります。どうぞよろしくお願いします。

会長

それではありがとうございました。

3 . 閉会